

<ニコニコ委員会>

金子委員長

中村会長→「2月9日に麻生警察署で懸垂幕の贈呈式と感謝状の授与式が行われ、鈴木文夫実行委員長と安藤美恵子幹事と参加してまいりました」。安藤美恵子幹事→「今日は八谷様、小林様ようこそおいで下さいました。八谷様卓話よろしくお願ひ致します」。大矢会員→「孫が日本女子大に決まりました」。三井住友信託銀行 八谷博喜様。以下、感謝をこめてニコニコへ。赤本会員、安藤志子会員、畠山会員、井上久会員、井上勇会員、石野会員、鴨志田会員、勝田会員、小林会員、小塚会員、中島健児会員、中島眞一会員、野島会員、尾崎会員、坂井会員、嶋会員、菅会員、鈴木文夫会員、玉井会員、渡邊会員、結城会員、金子会員。



その中で認知症の方が2012年では462万人ですが2025年には730万人になると推測されています。高齢者の5人に1人が認知症という予測です。さらに軽度認知症という方を含めるとこの倍くらいの人数になるのではないかとされています。

生命寿命と健康寿命の間は一般に10年くらいの間があると言われその間の財産管理が問題となります。この10年の間の庭の木を切るためのお金や銀行から預金を下ろすなどどのように管理していけばいいか、詐欺の電話がかかってきたらどう対処すればいいかを考えていかねばなりません。

判断能力がなくなったときには成年後見制度を使います。しかしまだ成年後見制度の利用はあまり増えていません。この制度は本人の財産を守るための制度であり生前贈与、アパートの建設・建て替え、資産運用など原則としてできないことも多く万能ではありません。このあたりをどうするかということ親族など信頼できる人に、あらかじめ特定の財産の運用・処分をまかせることができる「民事信託(家族信託)」に注目が集まっています。信託すると財産の名義が変わります(委託者A→受託者B)。受託者は信託財産について、管理や処分する権限を持ちます。受託者の任務遂行、権限行使は、信託目的に基づいて受益者のために行われることとなります。信託には自益信託(Aさんの生活、介護のため)と他益信託(Aさんの死後も、Cが変わらぬ快適な生活を送れるようにする)があります。高齢者の財産管理制度として遺言(亡くなってから効力を発生する)、成年後見(判断能力を喪失してから効力発生)、民事信託(今すぐ効力発生)があります。民法では次の代の相続までしか遺言で指定できません。信託は30年先の受益者が決定するまで指定することができます。すなわち第一の相続人、その次の相続人を決めることができるのが特徴です。民事信託はオーダーメイドの財産管理制度であり高齢者、障害者などの福祉目的にも幅広く利用可能です。大切な財産を守り、伝えるためには、信託や任意後見制度の利用を、元氣なうちから検討することが重要です。

<出席委員会>

玉井委員

	会員	出席	欠席	マーク	出席率
第1897回	44	27	17		61.36%
第1896回	44	31	13	4	79.55%

<ニコニコ・財団・米山委員会>

	今回		累計	
ニコニコ	26件	35,000円	840件	931,258円
財団	1件	14,000円	18件	229,000円
ベネファクター	0件	0円	1件	114,000円
米山	2件	30,000円	31件	420,000円

<ロータリー財団委員会>

石野委員長

阿久澤会員より頂きました。

<米山奨学委員会>

井上勇委員長

福家会員→「誕生日祝いありがとうございます」。阿久澤会員からも頂きました。

本日のプログラム

<招聘卓話>

三井住友信託銀行プライベートバンキング部

八谷博喜様

日本は超高齢社会が到来しております。日本の高齢者は現在約3,400万人で世界一の高齢者比率です(4人に1人が高齢者)。2060年には約40%が高齢者になるのではと推測されています。寿命が長くなるのはよいことですが、健康寿命と平均寿命の間が10年くらいありその間に特殊詐欺にあたり、財産を管理できなかつたりという問題が起こります。日本の高齢化は急激に進んでおり、これは東アジアも同じような状況です。

<点鐘>

中村会長